

1 平成29年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について	19	7	3	9

※「今回措置を講じたもの」については、平成31年2月27日に公安委員会委員長から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
警備第二課	燃料又は乾電池（以下「燃料等」という。）で稼働する機材（発動発電機、灯油ストーブ、ランタン、拡声器）について、燃料等が当該機材と一体的に備蓄されていないものがあるため、災害時に迅速に機材を稼働できるよう、応急用の燃料等の機材との一体的な備蓄又は発災時の確実な調達方法について検討されたい。	<p>ランタン用の単一アルカリ乾電池300本をランタンの保管場所へ搬送し一体的な備蓄に変更した。</p> <p>燃料は、経時品質変化が起こること、また一定量以上の貯蔵には専用の施設が必要となることを踏まえて、迅速な救出救助活動に必要な発動発電機用の燃料のみ備蓄する。</p> <p>発動発電機用燃料は、発動発電機2台分の燃料満タン分に相当する1リットル入りガソリンの缶詰8缶を購入した。今後は缶詰の品質保持期限3年を目安に更新する。</p> <p>灯油ストーブ用の燃料は、機動隊で暖房用に貯蔵している灯油から調達を行う。</p> <p>発災時の確実な調達方法については、警察本部機動隊庁舎敷地内の警察車両専用の給油施設を活用するほか、岐阜県の「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」や岐阜県警察が民間事業者と締結している「災害警備活動に必要な物資の調達に関する協定」、「災害時における物資供給に関する協定」にて燃料等の確実な調達を図る。</p>
	警察緊急指揮所は、搬出入に使用するエレベーターや作業用の搬出入口がなく、また荷造りや仕分け等の屋内作業スペースも狭い。物資及び資材の備蓄規模から考えて、ハード面の機能不足が見受けられるので、備蓄分散を図って当該施設を利	当該施設については、平成25年度に「現行機能を活用して、基幹防災拠点として利用するもの」として、不要となった電算用の無停電電源装置の撤去、老朽化した非常用発電機の蓄電池の交換等を行っていることから、新たな施設の機能や設備

<p>用していくのか、それとも集約化を図って機能を強化していくのか、備蓄のあり方と併せて検討されたい。</p>	<p>の補強は、考えていない。</p> <p>備蓄物資については、建て替え新築する警察署に併せて整備される災害装備品倉庫や既設の機動隊等の施設への分散配置を行っていく。</p> <p>高山警察署が平成30年10月に新築供用開始し、同所に飛驒ブロック用の災害装備品倉庫が併設されたことから飛驒ブロック用の非常食や装備品を搬入し、分散配置を実施した。</p> <p>旧警察緊急指揮所（関市内）については、運搬用台車を各階に1台購入配備し、災害装備品等の搬入搬出作業の効率化対策を講じた。</p>
<p>非常食について、賞味期限が到来する物については適正に補充されているが、大量に発生した賞味期限切れの物が未廃棄のまま保管スペースを圧迫しつつある。今後も一定のサイクルで発生することが確実であるため、廃棄抑制に向けた賞味期限前の有効活用について検討されたい。</p>	<p>非常食の有効活用方策としては、職員が非常時に自活するための食事であることから、期限切れ前に出動部隊員をはじめとする警察署員に配布して、非常食に慣れさせることとした。平成30年度は、8月に本部内所属に非常食1,056食を配分した。毎年度、非常食の試食を訓練の一環として定着化を図り、期限切れによる廃棄を無くしていく。</p>